-般口座内での配当等の報告(1年に1回)



支払通知書は、一般口座または特定口座(源泉徴収なし)を開設されているお客さまに、1年間の投資信託 分配金、債券利金の明細をお知らせします。なお、特定口座「源泉徴収あり」を開設されているお客さまの 投資信託分配金、債券利金は、「特定口座年間取引報告書」に記載されるため、本通知書は発行されません。

- ●「上場株式配当等の支払通知書」は、確定申告する際に、添付書類としてご利用いただくためのものですので、大切に保管ください。
- ●原則として翌年の1月末までに郵送されます。
- ●1年間の途中で一般口座を閉鎖した場合、閉鎖月の翌月に郵送されます。

作成日 20XX年12月XX日

1頁

平成XX年分 ト場株式配当等の支払通知書送付のご案内

000 - 0000大阪府○○市○○町○一○ ○○ ○○様

いつも格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。 平成XX年の上場株式配当等(投資信託分配金、債券利金)の お支払いについて、支払通知書を送付いたします。

確定申告の際に必要となりますので大切に保存してください。 また、内容をご確認のうえ、ご不明な点がございましたら、 速やかに事務統括部の証券業務の管理責任者(0120-104-462)まで 直接ご連絡ください。

なお、運用状況のご確認、運用のご相談等につきましては、 下記お取扱店までご連絡ください。

161107 1 1000011# HYAQ019

1A1705

株式会社 池田泉州銀行

取引店 〇〇支店 電話番号 123-456-7890

平成XX年分 上場株式配当等の支払通知書

(上場株式等の支払状況) (単位:円(口数を除く)) 銘柄(受益権の名称) 支払者の名称 支払確定日 単位口当りの 収益の分配 源泉徴収税額 摘 要 又は 支払年月日 普通分配金 単価 (普通分配金) (所得税) 口 数 種類 (\square) 元本払戻金 (特別分配金) 元本払戻金 (特別分配金) 特別徴収税額 (住民税) 新光US-REITオープン<ゼウス>【分配受取型】 三井住友信託銀行株式会社 外貨建資産割合:制限なし 1,903 A 31.00 12,432 29.1.6 オープン型 非株式割合 : 約款規定なし 4,010,185 証券投資信託 **(B)** 19.00 **G** 7,619 621

上場株式配当等の支払通知書の見方

- <投信>
- ▲普通分配金単価・・・課税扱いとなる分配金の単価
- □元本払戻金(特別分配金)単価・・・非課税扱い
- ○□数(□)・・・分配金の計算対象となる□数
- ▶収益の分配(普通分配金)・・・課税扱いとなる分配金額(税引き前) \bigcirc 12.432円 = $\triangle \times \bigcirc \div$ 10.000

=31円×4,010,185口÷10.000

- □源泉徴収税額(所得税)・・・普通分配金にかかる所得税 **(□**1.903 \bigcirc **(**1.903 \bigcirc **(**1.90
 - $=12.432 \times 15.315\%$
- ■源泉徴収税額(住民税)・・・普通分配金にかかる住民税 \bigcirc 621円 = \bigcirc × 5%

 $=12.432 \text{ PM} \times 5\%$

- ⑥元本払戻金(特別分配金)・・・非課税扱いとなる分配金額 **⑥** 7,619円 =**B**×**⑥**÷ 10,000
 - =19 ⊞ × 4.010.185 □ \div 10.000
- □ 支払確定日又は支払年月日・・・分配金の入金日

						作成日
(上場株式等の)	支払状況) 特	定公社債の利子				(単位:円)
銘柄						
種類		加亚人加	利子等の額	源泉徴収税額 (所得税)	支払確定日	摘要
		額面金額		特別徴収税額 (住民税)	- 又は 支払年月日	
個人向け国債固定5年25回						
特定公社債		3,000,000	1 4,950	(758	M 29.1.6	国債
		3,000,000		L 247		
(上場株式等の支払状況) 課税対象額の合計						
種 類			利子、配当等の額	源泉徴収税額 (所得税)		
性切				特別徴収税額 (住民税)		
総合計			N 274,442	0 42,026		
				P 13,720		
支払の取扱者	所在地	○○市○○町○一○ (電話) 000-000-0000			(摘 要)	
	名称	株式会社 池田泉州銀行 ○○支店	法人番号 00000	00000000000		
本通知書は、租税特別措置法第8条の4第5項の規定に基づき作成されたものであり、確定申告を行う際には確定申告書に添付してください。						

<債券>

- ■額面金額・・・利金の計算対象となる残高
- 利子等の額・・・税引き前の利金金額
- ③ 源泉徴収税額(所得税)・・・利金にかかる所得税◎ 758円 = ●×15.315%
 - =4,950円×15.315%
- ●源泉徴収税額(住民税)・・・利金にかかる住民税●247円 =●×5%
 - =4,950円×5%
- ■支払確定日又は支払年月日・・・利金の入金日

- <課税対象額の合計(投信・債券共通)>
- №利子、配当等の額・・・投資信託普通分配金および債券利金の合計(税引き前)
- ○源泉徴収税額(所得税)・・・所得税の合計
- □特別徴収税額(住民税)・・・住民税の合計